

第2章 平和構築と選挙支援

篠田 英朗

1. はじめに

紛争に苛まれた社会に永続的な平和を構築しようとする活動には、必然的に安定的な政治・社会制度の構築という作業が含まれる。この問題は「紛争後」の「復興支援」活動というしばしば見られる狭義の平和構築概念からは、必ずしも体系的には論じられてこなかった^(注1)。しかし内戦後の平和が、安定した政治社会においてのみ維持されるであろうことは、多くの者が強調している点である。平和構築の戦略的視点を欠く平和維持活動は失敗すると論じられるのも^(注2)、また平和構築と紛争予防は相互に重なり合っていると指摘されるのも^(注3)、諸集団間の対立を武力紛争にまで発展させない政治的・社会的メカニズムが永続的な平和に必要であり、そのようなメカニズムを作り出す平和構築活動が決定的に重要だと認識があるからにほかならない。

本稿の課題である平和構築活動としての選挙支援も、このような文脈において、意義を考えることができる^(注4)。安定的な政治・社会制度を構築するためには、その政治社会の構成員によって正当性を認められる国家機構の設立が、不可欠となる。なぜならば正当な手続きを踏んで法創造を行い、正当な方法によって法を適用する権威的な公的機関が、政治社会の安定のために必要だからである。そのために行われるのが、選挙である。

もちろん選挙だけが公的機関を設立する方法ではなく、平和構築における選挙の役割が明確ではないときもある。果たして本当に平和構築において選挙が必要であるのか、必要であるとしてもどの程度の効果を持つのか、そして効果を持つとしてもどのような配慮を持って実施されるべきなのかは、個別的な平和構築の場面において具体的に繰り返し検討されるべき問いである。

しかし実際の平和構築活動において、既に選挙支援は確立された重要な一要素となっている^(注5)。選挙が警戒心と慎重さを持って実施されるべきであるとしても、国際社会が選挙支援を重要な平和構築の戦略の一つとして位置づけ、経験を蓄積させ続けているのは、確かなことである。われわれがなすべきなのは、既に慣習的に確立されてきた平和構築における選挙支援を、具体的な場面での円滑な適用に役立つように、検討し続けることだと思われる。

本稿では、そのような課題にわずかばかりの貢献をなすために、まず第一節において、選挙支援活動の隆盛の歴史的背景を確認しておく。平和構築における選挙支援の現代的意味を把握するためである。第二節において、選挙が平和構築において果たす役割を、理論的に体系付けてみる。平和構築における選挙支援は、決して場当たりの行われるべきではなく、何らかの戦略的視点に基づき、平和を構築するという目的にそって行われるべきだからである。第三節では、平和構築における選挙がこれまで露呈してきた問題点をあげていく。選挙が平和構築の万能薬ではない

とすれば、その効果と限界を知ることが、平和構築に携わる者にとって大切になるからである。

2. 国際的な選挙支援の歴史

選挙とは、本来は純粋な国内管轄事項であろう。そこに国際的な支援が与えられるようになった背景には、選挙の権利が20世紀以降の国際規範の中に取りこまれてきたことがある。第一次世界大戦後にアメリカ大統領のウッドロー・ウィルソンが導入した「自決 (self-determination)」を保障するものとして注目されたのは、フランス革命以後の幾つかの事例で実施されていたプレビサイト (plebiscite) であった (注6)。国際連合は、その憲章において明確に「人民」の「自決」権を認めた (注7)。それに対応して1948年に採択された「世界人権宣言」は、選挙権の行使を普遍的な人権の一部として明文化した (注8)。脱植民地化時代の自決権と選挙権の結びつきを反映している文書は、1966年に採択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約」である (注9)。更に1965年に国連総会決議で採択された「人種差別撤廃条約」や「女子差別撤廃条約」も、選挙権を国際社会が標榜する人権の一つとして掲げた (注10)。またヨーロッパ、アメリカ、アフリカといった地域の人権条約においても、人権保障の枠組みの中で、選挙の権利が位置づけられた (注11)。第二次世界大戦後に成立し、確立された国際社会の法秩序の中で、選挙はまず「人民の自決権」の、そして更に「市民の人権」を補完する原則の一つとして、認識されていったわけである (注12)。

ただしこのように選挙が国際法秩序の中で位置づけられていったにもかかわらず、冷戦期には、国連を中心とする国際社会は必ずしも選挙支援に積極的ではなかった。内政干渉にふれる危険を恐れたからである。もっとも国連信託統治機構の独立に際しては、国連は限定的に選挙支援活動を行った (注13)。ただし旧植民地地域、信託統治領における国連の役割はあくまでも限定的であり、選挙監視団員数が30人以上となることはほとんどなかった (注14)。

しかし冷戦の終結は、内政干渉に対する警戒心を軽減し、国際機関による選挙支援を積極的にした (注15)。1989年にはナミビアで制憲議会選挙が行われたが、国連はナミビア選挙のために独立の機構・国連ナミビア独立支援グループ (UNTAG) を設立し、事務総長特別代表のもとで独自の活動を展開した (注16)。国連は更に、1989年にニカラグアで、1990年にハイチで、前例のない国内選挙の監視にあたった (注17)。1993年の国連カンボジア暫定統治機構 (UNTAC) によるカンボジア総選挙の例のように、関与の質的度合いも変化して国連そのものが選挙を組織する場合も出てきた。

国連においては当初、選挙 (プレビサイト・国民投票) は脱植民地化の流れの中で国連信託統治領と結びついていたので、特別の選挙支援機関は発達しなかった。そこで国内選挙への支援の必要性が高まったとき、人権センターが選挙担当機関の一つとして活動することになった。人権センターと同じく事務局に属する開発技術協力部門も、やはり選挙に関する諸問題のための助言を提供する機関であった。国連開発計画も、1976年から現在に至るまで選挙支援に関わっている (注18)。

選挙支援の担当者を置くべきことを決めた総会決議を受けて(注19)、1992年4月にブトロス・ガリ事務総長は、政治事項担当国連事務次長を選挙支援の担当事務次長(Focal Point)とし、その下に政治局機関として選挙支援ユニット(Electoral Assistance Unit)を設立した(注20)。

ガリは、1992年に公表した『平和への課題』の中で、「平和構築」を説明する際、民主主義の役割を強調し、「選挙監視」を、「平和構築」の一活動と位置づけた(注21)。ガリ事務総長は1994年に選挙支援ユニットを「選挙支援部(Electoral Assistance Division)」と改称するとともに、政治局から平和維持活動局に移転させた(注22)。それは選挙支援が平和維持活動の現場と密接に結びついて機能すべきであることに着目しての措置であった。ガリは平和維持活動の現場の職員が、選挙支援部と協議することなく行動することを懸念していた(注23)。しかしガリの考えは、「選挙要素を持った大規模な平和維持活動の予想される数の低下にかんがみて」、一年余りで変更された(注24)。そして選挙支援部は、1995年7月に再び政治局に戻されることになった。ただし、だからといって選挙支援が国連の平和達成の目的と切り離されて理解されるようになったわけではない。平和維持活動から切り離されている場合でも、選挙支援は、平和のための民主主義という文脈の中で、位置づけられた(注25)。しかも平和維持だけではなく、平和構築を含みこむ広範囲の平和活動の中で、選挙支援は依然として不可欠の要素として認識されている。

なお国連以外の選挙支援実施機関として、米州機構(OAS)、カウンスル・オブ・ヨーロッパ、OSCE(CSCE)などの国際機関や、多くのNGOがあげられる(注26)。特にOSCEが1995年の Dayton合意にもとづいて、ボスニア・ヘルツゴヴィナにおいて一連の選挙の組織を行ってきたように、ヨーロッパでは平和構築としての選挙支援が積極的になされている。

3. 平和構築における選挙の理論的意義

このように冷戦終結の前後から、国際的な選挙支援活動は拡大していった。そしてその中で選挙支援を平和構築と結びつける気運が生まれた。理論的な観点からその意義を考えれば、まず選挙が和平過程自体に正当性を与えることが、重要である。また選挙は、正当な公的権力の担い手を選出する役割を果たす。そして民主主義の広がりによる効果への期待がこめられることもある。

今日の国内紛争は、和平合意を持って一応の終結ないしは紛争停止状態がもたらされることが多い(注27)。その際には新しい国家体制構築に向けての道筋が示されることが一般的になっている。しかしそもそも和平合意とは、武力紛争に携わる当事者同士が、お互いの利益を考慮しあいながら定めたものにすぎない。当事者たちはそれぞれある程度の民衆の支持を得ている場合もあるだろうが、武力紛争の拡大を防ぐという目的から、本来は新しい国家制度への参画が望ましくないような勢力が和平合意に招かれる場合もある。和平合意が結ばれるということは、少なくともそこに参加する人々や合意の内容が、国際組織の調停者たちなどに認知されたことを意味する。し

かしそれは一般の人々には、無関係で行われる作業でしかない。果たして民衆の大部分が和平過程を承認するのかがどうか、何らかの方法で確かめられなければならない。その承認を確かめる手段が、選挙である。

この和平過程自体の正当性を確認するという機能は、政府を選出するという役割とは、区別される。なぜなら一定の手続きにしたがって政府を選出するためには、本来はその手続きを成り立たせる憲法的枠組みの正当性が証明されなければならないはずだからである。したがって理論的に厳密に言えば、和平合意後にまず行われるべきなのは、和平合意で示された和平過程の正当性を確かめるための住民投票であろう。しかしそのような住民投票が行われた事例は、あまりない。例えば東チモールで独立の是非を問うた住民投票などは、紛争解決の道筋を決めたという意味で和平過程の正当性を確かめるものだったと言えないわけではないが、例外的なものである。和平過程でしばしば用いられるのは、選挙によって選出された代表者たちが制憲議会を構成して新しい憲法を作るという方法である。だがまずもって問題なのは、そのような選挙を実施させる和平過程自体の正当性である。それは和平過程によって行われる選挙への人々の参加によって、確かめられる。

和平合意が結ばれる段階において不在であった人々は、選挙によって平和構築の過程に参加する。その参加は、人々の和平過程を承認する事実上の意思表示であり、一種の社会契約的行動だとみなすことができるだろう。人民の支持があるかどうかは、選挙実施準備の段階から試される。平和構築活動の一環としての選挙は、誰が選挙民であるかという重大な問題を解決して初めて可能となる。西サハラのように、この問題が解決されないために和平過程が何年にもわたって停滞する場合もある。信頼しうる選挙制度がそもそも存在していなかったか、あるいは紛争によって破壊されてしまった場合、国際社会の支援を得ての選挙民登録が始まる。もし相当数の選挙民資格を持つと思われる人々が選挙民登録の手続きを行わないとすれば、和平合意の選挙実施規定自体の正当性が危ぶまれることになる。また技術的な理由で登録が不備なままに終わるときも、和平合意の正当性は疑われるだろう。しばしば選挙民登録には、難民・避難民の取り扱いという困難な問題が伴う。不当な形で多くの難民を登録から事実上排除したり、技術的な理由から登録しないままにしたりする場合、社会契約行為としての和平合意の地位は危うくなってしまうことになる。

また登録自体が満足の行く水準で達成されたとしても、実際の投票段階で著しく少ない数の選挙民しか参加しなかったとすれば、やはり和平合意の正当性には疑問が投げかけられるだろう。平和構築にあたって実施される選挙には、単なる通常の国政選挙以上の意味がある。もし投票率が50%以下になったとすれば、和平合意に定められた平和構築の過程に重大な疑念が存在していると考えべきだろう。

次に、和平過程に正当性を与える機能と同時に遂行されるのは、代表者を選出して公的機関を

設立する役割である。紛争後地域において何よりも重要なのは、信頼できる平和構築の担い手としての正当な国内政府を作り出すことである。しかし統一的な国内政府を確立することは、紛争後地域では極めて難しい。紛争当事者だけの妥協によって成立する政府は、一時的な紛争停止にはもちろん有効だが、長期的に維持し続けられるものではない。そこで何らかの客観的な基準にもとづいて、紛争当事者ではない者の判断によって代表者を決める方法が求められる。それが選挙である。

ここで選挙の客観性は、確立された規則にしたがい、選挙監視などを媒介にして、保証される。既に見たように、選挙権を人権規範の一部とする国際条約は、「合法的」な支配の形態を生み出すための規則として機能する。平和構築における選挙がそれらの規則にのっとって行われるとき、新しく生み出された公的権力に「合法的支配」の正当性が認められる。注目すべきはポスト冷戦時代においては、支配の合法性は単なる人民の意思表示ではなく、国際的基準にそった人権規範によって保証されるということである（注28）。

更に、選挙を通じた民主主義の実現にこそ、選挙の価値があると考えられる見方もある。今日では、選挙と民主主義は不可分である。だが実際には選挙が定期的に行われていても、イランやイラクのように、民主的だとはみなされない地域もある。国連などは、民主主義は促進されるべきだが、その形態はさまざまと強調する（注29）。だが実際には、国際的支援を伴う選挙は、欧米流の思考を、事実上の基準としてきた。なぜなら選挙が、包括的市民的・政治的権利規範の一環として位置づけられるからである。

重要なのは、そうした基準を満たした国家が、民主主義を媒介にした一種の「価値の共同体」に加入できる点だろう。この点は欧州地域機関や OAS において、顕著に見られる傾向である。また先進国の援助、IMF や世界銀行の融資に伴う条件を通じて世界大に推進されてもいる。「価値の共同体」では「良い統治」の基礎である民主主義を共有しているという認識から、諸国家が価値を媒介にした友好関係を構築する。「価値の共同体」は、NATO を典型例とする同盟関係を保つ「デモクラティック・ピース」の領域である。そこから明白に排除される勢力、つまり選挙で選出されていても基準を満たしていないと想定される反民主主義指導者たちは、「価値の共同体」の外部領域に位置づけられる。当然、域内で安定性を持つ「価値の共同体」は、その外部勢力に対しては断固たる敵対姿勢でのぞむはずである。アメリカの主導する世界秩序は、この民主主義を媒介とする「価値の共同体」をその中心としている。選挙を基準とした手続き的民主主義は、この「価値の共同体」の領域を定めてくれるものなのである。

更に選挙がもたらす民主主義的政治文化が、非暴力の文化を育てるとの期待もある。「民主主義の文化は根本的に平和の文化である」としたブトロス＝ガリによれば、民主的政府は、国際関係においても戦争に訴えることに、より慎重だという（注30）。こうした認識からは、紛争後もしくは体制変換後の「和解」を実現する制度的手段の一環として、選挙が位置づけられることになる（注31）。

例えばガリは古来より民主主義には公開性、公平性ととも寛容の慣習が結び付けられてきたとした(注32)。ある主要選挙支援 NGO のハンドブックも、民主主義にはさまざまな形態があるとして、その紛争管理 (conflict management) に果たす役割を強調する。民主主義にも欠陥があるが、「より良い選択肢の欠如により」、「民主主義はそれ自体で人々の間の、そして政府間の政治的関係の性質に平穏化効果をもたらさうる」(注33)。このような議論の背景にあるのは、選挙の実施それ自体が平和をもたらすのではなく、選挙を通じた「多元主義、寛容、包括性、交渉、そして妥協といった基本的な民主的諸価値」が、「紛争の永続的解決を構築する鍵」になるという考えである(注34)。

4. 平和構築における選挙が持つ問題点

選挙は平和活動の撤退シナリオを描く際に不可欠である。なぜなら選挙で信頼できる現地政府が確立されたとき、国際平和活動は表舞台から退き、脇役に徹することができるようになるからである。理論的に言えば、選挙の成功は和平合意によって切り開かれた新しい国家制度確立の道筋に正当性が付与されることを意味し、平和構築の主体として現地政府が登場することを意味する。ひとたび国家制度の主体が定められたならば、後は現地の人々が合意された諸原則の範囲内で実務的に新しい国家を運営していけば良いはずである。

しかし選挙に主眼を置いた撤退のシナリオは、しばしば拙速な選挙日程に平和活動が縛られてしまう危険性を生み出す。1993年にカンボジアで UNTAC が組織した選挙などを、拙速な撤退スケジュールにもとづいて実施されたものとして、これまで多くの者が批判してきた(注35)。また選挙実施方法の難しさは、タイミングだけによるものではない。1999年に東ティモールで住民投票が行われ、独立派が圧勝した直後、インドネシアへの併合を支持する民兵による殺戮行為が行われた。選挙の結果次第で政情の不安定が起こることは十分に予想されたにもかかわらず、国際社会が有効な予防策をとろうとはしなかったために起こった惨事であった。選挙日程の作成にあたっては、現地の実情を十分に考慮することが必要であり、また選挙によってもたらされうる情勢の変化に対応するための環境を整えておくことも大切である。それに加えて現地平和活動組織の責任者や国連安保理が、事態の変化に対応し、選挙の実施時期や形態を柔軟に考えていくことも重要だろう。

また平和構築における選挙においては、いったい誰が立候補でき、誰が投票できるのかが問題になる。紛争後に結ばれた和平合意にしたがって選挙が行われる場合、紛争責任者、あるいは戦争犯罪人である者に被選挙権を与えて良いかという問題が生じる。紛争の再発防止という観点からすれば、危険な人物が権力を握ることを防がなければならない。しかしもし紛争当事者に被選挙権を許さないとすれば、彼らが和平合意に応じる動機を減らしてしまうことになる。また武装勢力を排除したまま選挙を行えば、新しい政権のみならず、まずもって選挙の実施そのものが、

武装した紛争当事者に脅かされてしまう危険性が生まれる。

国際社会が和平過程の進展を優先させるとき、被選挙権を許さないという方法をとることは稀である。戦争犯罪者を新政権から徹底的に排除できるのは、ボスニア＝ヘルツェゴビナにおいてのように、現地勢力を圧倒できる国際社会の軍事力があるときだけだろう。しかしもし紛争当事者にも被選挙権を認めてしまうならば、権力を握り、議員特権を得た戦争犯罪者が、平和構築を阻害していくことを、どのようにして防ぐかという問題が生まれる。例えばリベリアで1989年に起こった内戦は、反政府勢力のリベリア国民愛国戦線のチャールズ・テイラーによって引き起こされたものであり、その後数年のリベリアの政治的・経済的・社会的荒廃の大部分は、テイラーの責任だと考えられていた。しかし1995年のアブジャ合意にしたがって行われた1997年の選挙で、テイラーは大勝して大統領になってしまった(注36)。その後もテイラーは、国内での人権侵害や、悪名高い革命統一戦線(RUF)と結びついてシエラレオネの内戦を長期化させたりして、批判されている。

また選挙の実施にあたっては、被選挙人だけではなく、選挙人の確定にも困難がつかまとう。その大きな原因は、しばしば紛争が大量の難民と国内避難民を生み出すことにある。選挙民登録は、紛争当事国の国土・人口が広がれば広がるほど、難しくなっていく。難民の選挙資格認定はUNHCRなどを通じて行われることが多いが、それは不可能ではないとしても、多大な時間と労力を要する作業である。平和構築活動が、それだけの時間と労力を許す余裕がない場合もある。

独立に関する住民投票の範囲を当事者たちが設定することができず、和平交渉が長期にわたって停滞している例としては、北アイルランドなどをあげることができるだろう。問題解決を選挙(投票)に委ねようとすることは、有権者範囲をめぐる解決されない争いを引き起こす。また紛争中に流出した難民を有権者登録するとしても、いったいどの時点から難民となった人々を含むべきかという問題は、投票結果に直接影響を与えるため、簡単には決定できない。紛争が地域的対立の要素を持っているときには、選挙実施領域を狭くするか、広くするかによっても、投票結果は大きく変わってしまう。

選挙の問題点について更に指摘すれば、選挙による権力の配分が、いわゆる多数者の専制をもたらす危険性もある。民族分布に応じて内戦が起こった社会では、選挙によってだけでは多数者の少数者に対する圧制を防ぐことはできない。選挙は必ず和平合意などに規定された人権擁護規範などとの組み合わせがなくては、安易に平和構築の出口とされるべきではない。

選挙支援に携わる要員の整備も、重要な点である。選挙支援には、高度に技術的な能力が必要である。既に言及した欧米の幾つかの専門団体が、継続的に選挙支援に携わり、経験豊かな職員を多数抱えている。国連やOSCEなどの地域機関も専門部局を作って対応している。しかし依然として紛争後に行われる選挙には多数の国際選挙要員が加わるため、従事する者たちの能力格差が問題視される。平和構築に参加する諸国が、短期間での選挙監視業務にあたる場合、投票日前

後の投票所の様子を見て、「自由で公正な選挙」の認定を行ってしまうことがある。しかし長く選挙支援活動にあたっている専門家からすれば、そのような「アマチュア」の態度は、選挙支援活動をむしろ阻害する要因でしかない（注37）。

特に平和構築の場合、選挙監視よりも重要なのは、将来の選挙業務に責任を持つ現地の専門家を育成することである。しかし現地職員を監視する態度を保ちながら、同時に育成していくことは、国際社会の側にとっても容易な仕事ではない。長期的な平和構築活動の見通しに立って、能力と経験のある専門職員を投入していかなければならない。

選挙の平和構築効果を高めるためには、選挙管理委員会などの関連機関を、なるべく紛争当事者の影響から離れた中立的第三者に委ねることが望ましい。もちろん現実の紛争社会でそれを効果的に全国規模で実施することは、簡単ではない。しかし紛争中の敵対関係が選挙の制度的仕組みに浸透することを許すならば、正当な公的権力を設立するという選挙の役割自体に疑問がなげかけられるので、安易な妥協は危険である。

紛争後社会における選挙が理想的な「自由で公正な選挙」になることは、まずほとんどありえない。重要なのは、少なくとも平和構築活動の正当性を維持するために目標とすべき最低限の基準を、国際要員と現地職員の双方が明確に理解することであろう。その上で選挙にあたっての不備の指摘を、将来への検討課題として受け入れていく体制を整えることが、求められる。国際社会の選挙支援団体が相互にお互いの活動を検証しあい、平和構築の正当性を高めつつ、長期的な平和構築の戦略的視点を常に念頭に置いて、一つ一つの選挙を長い平和構築の一段階として捉えていかなければならない。

5. おわりに

本稿では、選挙が現代国際社会の人権法規範の中で位置づけられ、特に冷戦終結以降には平和促進の目的で、国際社会の積極的な支援を引き出してきたことを確認した。そしてその背景には、自由民主主義的価値観を基盤とした紛争解決の理論があった。同時に本稿は、選挙支援は平和構築の万能薬ではなく、諸々の問題点を抱えていることも指摘した。

本稿のような小論が最後に指摘できるのは、選挙が現代の平和構築活動において不可欠の要素となっている一方で、選挙それ自体は、単独では効果を持たないことだろう。選挙支援は、包括的かつ長期的な戦略の中で位置づけられなければ、平和構築活動としての意義を持たない。しかし逆に言えば、選挙を機能的に位置づけることなくしては、平和構築活動は不十分なものにとどまらざるをえないだろう。

1. 「平和構築(peace-building)」概念については、篠田英朗「平和構築概念の精緻化に向けて－戦略的視点への準備作業－」、『広島平和科学』(広島大学平和科学研究センター)、24号、2002年、参照。
2. See Report of the Panel on United Nations Peace Operations (Brahimi Report) [http://www.un.org/peace/reports/peace_operations/].
3. See, for instance, Albrecht Schnabel, “Post-Conflict Peace-building and Second-Generation Preventive Action” in Edward Newman and Albrecht Schnabel (eds.), *Recovering from Civil Conflict: Reconciliation, Peace and Development* (London: Frank Cass, 2002).
4. 選挙支援を「平和構築における法の支配アプローチ」という統一的戦略の一環をなすものとして位置づけたのは、篠田英朗『平和構築と法の支配－国際平和活動の理論的・戦略的検討』(創文社、近刊)。なお本稿の議論は、この書の第4章における議論と重なるところが多い。
5. より広い政治的な文脈において国際社会の選挙支援を論じたものとしては、篠田英朗「ポスト冷戦時代における国際社会の国内選挙支援－民主主義の機能そして平和・人権」、『広島平和科学』(広島大学平和科学研究センター)、22号、2000年。
6. 厳密な用語法としては、plebiscite や referendum は、代表者を選出する投票である「選挙(election)」と区別されるべきだろう。ただし今日の平和構築の場面においてそうした概念区分がなされているとは言えない。
7. *Charter of the United Nations*, Chapter 1, Article 1 (2).
8. *Universal Declaration of Human Rights*, Article 21 (3).
9. *International Covenant on Civil and Political Rights*, Articles 1 and 25.
10. *International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination*, Article 5 (c) and *Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women*, Article 7 (a). See also *Daft General Principles on Freedom and Non-Discrimination in the Matter of Political Rights*, annexed to Resolution 1 (XIV) adopted by the Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities at its fourteenth session in 1962.
11. See *European Convention on Human Rights* of 1950, Article 3, *American Convention on Human Rights* of 1969, Article 23 (b), and *African Charter on Human and Peoples' Rights* of 1981, Article 13 (1) (2).
12. See Centre for Human Rights, *Professional Training Series No.2: Human Rights and Elections: A Handbook on the Legal, Technical and Human Rights Aspects of Elections*

(New York: United Nations, 1994).

13. See *Report of the Secretary General (A/46/609 of 19 November 1991): Human Rights Questions, Including Alternative Approaches for Improving the Effective Enjoyment of Human Rights and Fundamental Freedoms, Enhancing the Effectiveness of the Principle of Periodic and Genuine Elections*, paragraphs 5, 12.
14. *Ibid.*, paragraph 14.
15. See *Enhancing the Effectiveness of the Principle of Periodic and Genuine Elections: Framework for Future Efforts*, Commission on Human Rights Resolution 1989/51 of 7 March 1989.
16. *Report of the Secretary General (A/46/609)*, paragraphs 15-23. なお 1991 年にやはり広範囲な権限を持った事務総長特別代表によって指揮される国連西サハラ住民投票監視団 (MINURSO) が創設されたが、モロッコ政府とポリサリオ戦線との間の合意が達成できず、現在にいたるまで住民投票は行われていない。
17. *Ibid.*, paragraphs 28, 41.
18. See *Report of the Secretary-General (A/46/609)*, paragraphs 44-54.
19. General Assembly Resolution, A/RES/46/137, 17 December 1991, paragraphs 9-11.
20. See United Nations Electoral Assistance Division, *Context and Objectives of UN Electoral Assistance*, paragraph 6.
21. Boutros Boutros-Ghali, *An Agenda for Peace 1995*, second edition (New York: United Nations, 1995), p. 61.
22. *Report of the Secretary-General: Human Rights Questions including Alternative Approaches for improving the Effective Enjoyment of Human Rights and Fundamental Freedoms: Enhancing the Effectiveness of the Principle of Periodic and Genuine Elections (A/49/675, November 1994)*, paragraph 5.
23. *Ibid.*, paragraph 12.
24. *Report of the Secretary-General: Human Rights Questions including Alternative Approaches for improving the Effective Enjoyment of Human Rights and Fundamental Freedoms: Enhancing the Effectiveness of the Principle of Periodic and Genuine Elections, (A/50/736, 8 November 1995)*, paragraph 3.
25. 「平和と開発を促進する」「民主主義と良き統治」の必要要素として選挙への支援を位置づけるアナン事務総長の認識に関しては、*Report of the Secretary-General: Support by the United Nations System of the Efforts of Governments to Promote and Consolidate New or Restored Democracies (A/52/513, 21 October 1997)*.

26. For instance, International Human Rights Law Group, International Foundation for Electoral Systems (IFES), International Institute for Democracy and Electoral Assistance (IDEA), Council of Freely-Elected Heads of Government, The Carter Center, National Endowment for Democracy, National Democratic Institute for international Affairs, International Republican Institute.
27. See Peter Wallensteen and Margareta Sollenberg, "Armed Conflict, 1989-2000," *Journal of Peace Research*, vol. 38, no. 5, 2001, p. 624.
28. 人権規範にそって選挙を保証することは、選挙の実施が他の人権規範を促進すると考えることと同じではない。後者は、争いのある仮説である。See Christian Davenport, "Liberalizing Event or Lethal Episode?: An Empirical Assessment of How National Elections Affect the Suppression of Political and Civil Liberties," *Social Science Quarterly*, vol. 79, no. 2, 1998, and David Richards, "Perilous Proxy: Human Rights and the Presence of National Elections," *Social Science Quarterly*, vol. 80, no. 4, 1999.
29. See, for instance, Boutros Boutros-Ghali, *An Agenda for Democratization* (New York: United Nations, 1996), p. 4.
30. *Ibid.*, pp. 6-7.
31. See Jenifer McCoy, Larry Garber, and Robert Pastor, "Pollwatching and Peacemaking," *Journal of Democracy*, vol. 2, no. 4, 1991, p. 114.
32. *Ibid.*, p. 25.
33. David Bloomfield and Ben Reilly, "The Changing Nature of Conflict and Conflict Management" in *Democracy and Deep-Rooted Conflict: Options for Negotiations* (Stockholm: International Institute for Democracy and Electoral Assistance, 1998), pp.16-17.
34. *Ibid.*, pp. 16-20.
35. See Benjamin Reilly, "Post-Conflict Elections: Constraints and Dangers" in Newman and Schnabel (eds.), *Recovering from Civil Conflict*, pp. 119-124.
36. See David Harris, "From 'Warlord' to 'Democratic' President: How Charles Taylor won the 1997 Liberian Elections," *The Journal of Modern African Studies*, vol. 37, no. 3, 1999.
37. See Thomas Carothers, "The Observers Observed," *Journal of Democracy*, vol. 8, no. 3, 1997, pp. 20-22.